

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準案 読替表
 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）【第十一条関係】

（傍線部分は読替規定による読替部分）

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>第五十四条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下この条において「<u>園児</u>」という。）が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。</p>	<p>第五十四条 児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。</p>

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）【第十三条第一項関係】

（傍線部分は読替規定による読替部分、波線部分は当然読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（設備運営基準と<u>幼保連携型認定こども園</u>）</p> <p>第四条 <u>幼保連携型認定こども園</u>は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下この条において「<u>設備運営基準</u>」<u>という。</u>）を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 <u>設備運営基準</u>を超えて、設備を有し、又は運営をしている<u>幼保連携型認定こども園</u>においては、<u>設備運営基準</u>を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p> <p>（<u>幼保連携型認定こども園</u>の一般原則）</p> <p>第五条 <u>幼保連携型認定こども園</u>は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する<u>園児</u>（以下「<u>園児</u>」<u>という。</u>）の<u>人権</u>に十分配慮するとともに、一人一人の<u>人格</u>を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 <u>幼保連携型認定こども園</u>は、<u>地域社会</u>との交流及び連携を図り、<u>園児</u>の<u>保護者</u>及び<u>地域社会</u>に対し、当該<u>幼保連携型認定こども園</u>の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>幼保連携型認定こども園</u>には、<u>幼保連携型認定こども園</u>の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>5 （略）</p>	<p>（<u>最低基準</u>と<u>児童福祉施設</u>）</p> <p>第四条 <u>児童福祉施設</u>は、<u>最低基準</u>を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 <u>最低基準</u>を超えて、設備を有し、又は運営をしている<u>児童福祉施設</u>においては、<u>最低基準</u>を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p> <p>（<u>児童福祉施設</u>の一般原則）</p> <p>第五条 <u>児童福祉施設</u>は、入所している者の<u>人権</u>に十分配慮するとともに、一人一人の<u>人格</u>を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 <u>児童福祉施設</u>は、<u>地域社会</u>との交流及び連携を図り、<u>児童</u>の<u>保護者</u>及び<u>地域社会</u>に対し、当該<u>児童福祉施設</u>の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>児童福祉施設</u>には、<u>法</u>に定める<u>それぞれの施設</u>の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>5 （略）</p>

(幼保連携型認定こども園の職員の知識及び技能の向上等)

第七条の二 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽に励み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(園児を平等に取り扱う原則)

第九条 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第九条の二 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第三十条の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第九条の三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長(以下「園長」という。)は、法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第九条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(食事)

第十一条 幼児連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼児連携型認定こども園内で調理する方法（幼児連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第十三条第二項において読み替えて準用する第八条の規定により、当該幼児連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 幼児連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 幼児連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(秘密保持等)

第十四条の二 幼児連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 幼児連携型認定こども園は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

(食事)

第十一条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(秘密保持等)

第十四条の二 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十四条の三 幼保連携型認定こども園は、その行つた教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 幼保連携型認定こども園は、その行つた教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(設備の基準)

第三十二条 (略)

一〜七 (略)

八 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備

第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(設備の基準)

第三十二条 (略)

一〜七 (略)

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設

が一以上設けられていること。

階	区分	二階		三階
		常用	避難	
階	区分	1 屋内階段	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）	三階
		2 屋外階段	2 屋外階段	
階	区分	1 屋内階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）	三階
		2 屋外階段	2 屋外階段	

又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	二階		三階
		常用	避難	
階	区分	1 屋内階段	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）	三階
		2 屋外階段	2 屋外階段	
階	区分	1 屋内階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）	三階
		2 屋外階段	2 屋外階段	

		四階 常用 以上	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
避難	建築基準法施行令第一百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第一百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段		
用	建築基準法施行令第一百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段		

八 口に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

二 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。二において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百一十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの
が設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、
かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置
が講じられていること。

ホ 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕
上げを不燃材料でしていること。

		四階 常用 以上	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
避難	建築基準法施行令第一百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第一百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段		
用	建築基準法施行令第一百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段		

八 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

二 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。二において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百一十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの
が設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、
かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置
が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で
していること。

へ 保育室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 幼保連携型認定こども園のカートン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(幼保連携型認定こども園の設備の基準の特例)

第三十二条の二 次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第十三条第一項において読み替えて準用する第十一条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

一 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

四 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に反応することができること。

へ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカートン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第三十二条の二 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に反応することができること。

五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達
の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画
に基づき食事を提供するよう努めること。

(保護者との連絡)

第三十六条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び
保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めな
ければならない。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び
発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する
計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(保護者との連絡)

第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な
連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得る
よう努めなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準【第十三条第二項関係（職員について準用する場合）】

（傍線部分は読替規定による読替部分、波線部分は当然読替部分）

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>（他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準） <u>第八条</u> <u>幼保連携型認定こども園</u>は、その運営上必要と認められる場合は、<u>当該幼保連携型認定こども園</u>の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない</p>	<p>（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準） <u>第八条</u> <u>児童福祉施設</u>は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ<u>当該児童福祉施設</u>の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。</p>

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準【第十三条第二項関係（設備について準用する場合）】

（傍線部分は読替規定による読替部分、波線部分は当然読替部分）

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>（他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準） <u>第八条</u> <u>幼保連携型認定こども園</u>は、その運営上必要と認められる場合は、<u>当該幼保連携型認定こども園</u>の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、<u>乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所</u>については、この限りでない。</p>	<p>（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準） <u>第八条</u> <u>児童福祉施設</u>は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ<u>当該児童福祉施設</u>の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。</p>

幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）【第十四条関係】

（傍線部分は読替規定による読替部分、波線部分は当然読替部分）

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>（一般的基準） 第七条 <u>幼保連携型認定こども園</u>の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。 2 <u>幼保連携型認定こども園</u>の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</p>	<p>（一般的基準） 第七条 <u>幼稚園</u>の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。 2 <u>幼稚園</u>の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</p>

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）【附則第三条関係】

（傍線部分は読替規定による読替部分）

読 替 後	読 替 前
-------	-------

（職員の数等）
 第五条（略）
 2（略）
 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならない。

（職員の数等）
 第五条（略）
 2（略）
 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならない。

園児の区分	員 数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考
 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項の登録（以下この号において「登録」と

園児の区分	員 数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考
 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項の登録（以下この号において「登録」と

4・5 (略)

- いう。)を受けたものに限る。()、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、又は登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
 - 三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
 - 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

4・5 (略)

- という。)を受けたものに限る。()、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
 - 三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
 - 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

（傍線部分は読替規定による読替部分）

読 替 後

読 替 前

（園舎及び園庭）

第六条（略）

2（略）

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、園舎が耐火建築物で、園児の待避に必要な設備を備えるときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、第十三条第一項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4～6（略）

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学 級 数	面 積（平方メートル）
一学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)
三学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)

（園舎及び園庭）

第六条（略）

2（略）

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びヒへに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、第十三条第一項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4～6（略）

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学 級 数	面 積（平方メートル）
一学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1)
三学級以上	400 + 80 × (学級数 - 3)

<p>二 (略)</p> <p>(園舎に備えるべき設備)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2) 5 (略)</p> <p>6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。</p> <p>一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>7 (略)</p>	<p>□ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> <p>二 (略)</p> <p>(園舎に備えるべき設備)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2) 5 (略)</p> <p>6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。</p> <p>一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> <p>7 (略)</p>
--	--

読 替 後

読 替 前

(園舎及び園庭)

第六条 (略)

2 (略)

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は一階に設けるものとする。ただし、園舎が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びひへに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、第十三条第一項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4・5 (略)

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 満三歳以上の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

(園舎及び園庭)

第六条 (略)

2 (略)

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びひへに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、第十三条第一項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4・5 (略)

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学 級 数	面 積 (平方メートル)
一学級	180
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

二 (略)

二 (略)

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 (略)

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 (略)